

令和三年五月二十一日受領
答弁第一二七号

内閣衆質二〇四第一二七号

令和三年五月二十一日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員関健一郎君提出新型コロナウイルス感染症のワクチンに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員関健一郎君提出新型コロナウイルス感染症のワクチンに関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「日本国内に何回分のワクチンが存在」及び「日本に輸入されたものから、既に接種されたものを差し引いたもの」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、お尋ねについては、相手方企業との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

三から五までについて

お尋ねの「使用期限」、「その期限を迎えるのは最短でいつで、どれくらいの量か」、「既に使用期限を迎えたワクチン」及び「今年七月末までに使用期限を迎えるワクチン」の具体的に意味するところが明らかではなく、また、政府として新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に係るワクチンが配送された医療機関等における保管状況や使用状況を網羅的に把握していないこと等から、一概にお答えすることは困難である。

なお、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第十四条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が特例承認を行った「SARS-COV-2に

よる感染症の予防」を効能又は効果とするコミナティ筋注の有効期間は、現時点で六か月である。
六及び七について

政府として、個々の報道についてお答えすることは差し控えたい。